



弁護士による出張授業

(1) ねらい

テーマに沿った弁護士からの講話を通して、法律についての興味関心を高めるとともに、自らの生活と法の結びつきについて理解を深める。

**(2) 対象** (○の下の数字は対象学年)

幼	小	中	高	般
	(○)	○	○	

(3) 支援メニュー提供者

滋賀弁護士会

(4) 形態

出前授業

(5) 関連教科等 * () 内は関連性の強い単元

総合的な学習、社会科公民、家庭科など

(6) 土曜授業

応相談

(7) 支援メニュー内容

基本的には、

① 憲法 ② 選挙 ③ 裁判 ④ 弁護士の仕事 ⑤ 消費者 ⑥ インターネット ⑦ 労働

のいずれかをテーマに弁護士が出張授業(出前授業)を実施します。この7つ以外の内容についても、「⑧その他」としてご相談に応じます。

また、「弁護士の仕事」をテーマにした弁護士の出張授業(出前授業)も実施します。

詳細については、[こちらのページ\(PDF形式\)](#)をご覧ください。

(8) 支援メニュー関連ホームページ

<https://shigaben.or.jp/>

(9) 費用

謝金	不要
旅費	不要

(10) その他

○本メニューの対象は、滋賀県内の中学校・高等学校です。小学校についても相談に応じます。

○授業実施予定日の1ヶ月前までにお申し込みください。

○内容および申込等の詳細については、[こちらのページ\(PDF形式\)](#)に記載の通りです。

申し込み

この支援メニューは、メニュー提供者のホームページまたは電話・FAX等により直接申し込むことができます。しが学校支援センターを通じて申し込むことも可能です。

相談はしが学校支援センターへ 電話：077-528-4654 e-mail：ma0601@pref.shiga.lg.jp